平成２４年（フ）第６７８号
東京都青梅市河辺町10丁目12―41
債務者　澤井　正己
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８１号
東京都東久留米市本町１丁目３―49―12
債務者　リン　シュウ　フン
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８７号
東京都葛飾区高砂４丁目１―46―303
債務者　赤荻恵美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８号
東京都葛飾区高砂４丁目１―46―303
債務者　赤荻久美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９０号
東京都足立区西保木間１丁目22―20―202
債務者　川上　順史
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４号
東京都小平市小川町１丁目485
債務者　佐久間　清
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５号
東京都目黒区下目黒３丁目４－６―604
債務者　上原友美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７００号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目19―21　ブルーハウスＢ
債務者　丸山　安司
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０４号
東京都杉並区荻窪４丁目22―４―101
債務者　丹部　和子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０８号
東京都豊島区池袋２丁目16―15―207
債務者　畠山眞理子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６４号
大阪府高石市羽衣４丁目５番20―402号、申立時の住所岡山県新見市新見853番地第１
債務者　大西　宣子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５９号
岡山市東区益野町435番地９
債務者　井上　典子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
大分県中津市大字北原574番地２
債務者　太田　慎二（旧姓木須）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月９日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７５９号
群馬県前橋市朝日町４丁目15番６―104号第２大島マンション、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目６番18号
債務者　福地実菜子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５号
静岡県焼津市三ケ名400番地の10
債務者　向島　節子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
静岡市葵区吉野町３番14号　シゴーニュ吉野410号
債務者　山崎　　昭
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部